

日置市省エネ家電買換支援補助金抽選実施要領

(令和 8 年 8 月 24 日 市長 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、日置市省エネ家電買換支援補助金交付要綱（令和 8 年日置市告示第 29 号。以下「要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、要綱第 7 条の規定による交付申請に係る補助金の交付予定額の累計額（以下「交付予定累計額」という。）が予算額を超えることとなった場合に行う抽選について必要な事項を定めるものとする。

(抽選の対象及び受付期限)

第 2 条 抽選の対象となる交付申請の受付期限は、交付予定累計額が予算額を超えることとなった日（以下「予算到達日」という。）とする。ただし、予算到達日が日置市の休日を定める条例（平成 17 年日置市条例第 2 号）に定める市の休日に当たるとき、又は予算到達日が市の休日でない日であって、日置市の執務時間を定める規則（平成 17 年日置市規則第 1 号）に定める執務時間（以下この条において「執務時間」という。）の終了後に交付予定累計額が予算額を超えることとなったときは、当該日後において最初の市の休日でない日とする。

2 前項に規定する受付期限に係る交付申請は、当該受付期限の日の直前の市の休日でない日の執務時間の終了時（以下「基準時」という。）を基準とし、次の各号に掲げる申請方法の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 窓口持参による申請 受付期限の日の執務時間内に地域共創課に提出されたもの
- (2) 郵送による申請 受付期限の日までの消印があり、かつ、基準時後から市長があらかじめ定める日までの間に地域共創課に到達したもの
- (3) 電子申請による申請 基準時後から受付期限の日の執務時間の終了時まで電子申請システムによる受付が完了したもの

3 抽選の対象となる交付申請（以下「対象申請」という。）は、前項各号に定める交付申請のうち、要綱に定める交付要件を満たし、かつ、要綱第 7 条第 2 項に規定する書類が全て提出され、その内容に不備がないものとする。

(抽選の実施日時及び場所)

第 3 条 抽選は、対象申請が確定した後に実施するものとし、その日時及

び場所は、地域共創課長が別に定めるものとする。

（立会人）

第4条 抽選は、その公平性及び透明性を確保するため、地域共創課長、この補助金の交付事務を担当する職員1人以上及び当該交付事務を担当しない職員1人以上の立会いの下で行うものとする。

（抽選方法）

第5条 抽選は、次に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 対象申請ごとに、申請方法の区分にかかわらず、無作為に抽選番号を付与する。
 - (2) 前号の抽選番号を用いて、抽選箱その他の抽選用具により抽選を行い、当選順位を決定する。
 - (3) 基準時における交付予定累計額に、前号の規定により決定した当選順位に従って対象申請に係る補助金の額を順次加算し、その合計額が予算額を超えない範囲内で当選者を決定する。この場合において、次順位の対象申請に係る補助金の額を加算することによりその合計額が予算額を超えることとなるときは、当該対象申請を追加交付候補者として選定し、その時点で抽選による選定を終了する。
- 2 前項第3号の規定により選定された追加交付候補者は、当該追加交付候補者に係る補助金の交付に必要な補正予算が成立した場合に限り、当選者とする。
- 3 前項の補正予算が成立しなかったときは、同項の追加交付候補者を落選者とする。

（繰上げ当選等）

第6条 当選者が交付決定前に申請を取り下げたときその他当該当選者について交付決定をしないこととなったとき、又は追加交付候補者が当選者となる前に申請を取り下げたときその他当該追加交付候補者を当選者とししないこととなったとき（前条第3項に規定する場合を除く。）は、当該申請を除き、前条第1項第3号の規定により選定された追加交付候補者及び落選した対象申請を当選順位の順に、同号の規定の例により、当選者又は追加交付候補者として再選定することができる。

（抽選結果の通知等）

第7条 当選した対象申請に係る交付決定の通知は、要綱第8条の規定により行うものとする。

- 2 追加交付候補者に対しては、追加交付候補者として選定された旨及び当選者となるためには当該追加交付候補者に係る補助金の交付に必要な補正予算が成立することを要する旨を、書面により通知するものとする。
- 3 第5条第2項若しくは第3項又は前条の規定による必要な処理が終了し、抽選結果が確定した後、落選した対象申請については、省エネ家電買換支援補助金不交付決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- 4 抽選結果の通知は、前3項に定めるところにより行い、電話、電子メール等による抽選結果の照会には回答しない。ただし、通知の未着その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（書類の保存等）

第8条 地域共創課長は、抽選の実施日時及び場所、立会人、抽選番号、当選順位その他抽選の実施及び結果に関する事項を記録した調書を作成し、市の文書管理に関する定めに従い保存するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか抽選の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年8月24日から施行する。

（この要領の失効）

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

省エネ家電買換支援補助金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

日置市長

印

年 月 日付けで申請のあった省エネ家電買換支援補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、日置市省エネ家電買換支援補助金抽選実施要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

本補助金は、予算の範囲内において交付することとしているところ、

年 月 日に交付申請に係る補助金の交付予定額の累計額が予算額を超えることとなったため、日置市省エネ家電買換支援補助金抽選実施要領第 2 条に規定する対象申請について、同要領第 5 条の規定による抽選を行いました。

（通常の落選の場合）

その結果、落選となったため、不交付と決定しました。

（追加交付候補者の場合）

その結果、追加交付候補者として選定されましたが、補助金の交付に必要な補正予算が成立しなかったため、不交付と決定しました。